

# 山梨県障害者幸住条例

共生社会の実現を目指して



心身の機能に障害がある人たちが、笑顔で幸せに暮らすことができる社会は、お年寄りや子どもも含めたすべての人が幸せに暮らすことができる社会です。

この条例は、障害がある人とない人がお互いのことをよく理解し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格を認め合い尊重し合いながら共に暮らす社会(共生社会)の実現を目指すものです。

すべての県民が、やまなしで暮らしてよかったと思えるようにするため、思いやりの心と、人々の支え合いにあふれた社会の構築を進めていきましょう。



# 障害がある人を取り巻く 環境の変化



平成18年12月の第61回国連総会本会議において「障害者権利条約」が採択されて以降、障害がある人の権利や尊厳を保護し、又は促進する観点から、我が国では障害福祉に関する国内法の整備が進められてきました。

平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障害がある人が受ける制限は、心身の障害が要因(医学モデル)ではなく、社会のあり方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、合理的な配慮の概念が盛り込まれました。また、障害がある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、障害がある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を目的としました。

平成25年には、障害者基本法における障害者差別の禁止(第4条)を具体的に進めるための障害者差別解消法が制定されました。また、雇用の分野における障害者差別の禁止を推進するため、障害者雇用促進法が改正されました。

今後は、障害がある人の権利の実現のための施策を積極的に進めることとしています。

年月	施行法律	主な概要
平成17年4月	発達障害者支援法	発達障害の定義と発達障害への理解の促進、発達障害者支援センターの設置等
平成18年4月	障害者自立支援法	就労支援の強化、「障害程度区分」によるサービス基準の明確化等
平成18年12月	バリアフリー新法	高齢者や障害者等の移動の円滑化等
平成18年12月	障害者の権利に関する条約の国連採択	
平成23年8月	改正障害者基本法	難病に起因する障害の整理、障害者に対する差別の禁止、雇用促進等
平成24年10月	障害者虐待防止法	国などに障害者虐待の防止等のための責務を課す等
平成25年4月	障害者総合支援法	障害者サービスの一元化、公平なサービス利用、国の財政責任の明確化等
平成26年1月	障害者の権利に関する条約批准	
平成28年4月	障害者差別解消法	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等

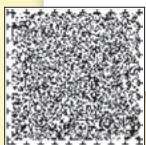
《主な国内法の整備の状況》

## 条例の構成

障害者幸住条例は次の構成となっています。



章	章名	内容
第一章	総則	目的や基本理念など条例の基本事項を定めています。
第二章	障害者の福祉の推進	共生社会を実現するため、県が重点的に取り組む福祉施策の方向を定めています。
第三章	福祉のまちづくり	安全かつ快適に利用できるバリアフリーの施設を増やす取組を定めています。
第四章	障害を理由とする差別の解消	不当な差別的取扱いの禁止や障害者差別の解消に関する取組等を定めています。
第五章	雑則	規則への委任を定めています。
その他		条例の見直し等を定めています。





# 条例の基本事項



## 第2条 第1項

### 障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能に障害があり、その障害と社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。

※この条例では、障害者手帳の所持の有無は関係ありません。

## 第2条 第2項

### 社会的障壁とは

心身の機能に障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

- ① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念(障害のある方への偏見など)

## 第2条 第3項

### 共生社会とは

障害がある人となない人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる社会をいいます。

## 第3条

### 条例の基本理念

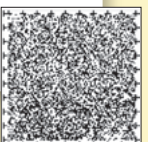
障害がある人は、障害がない人と同じく人権を持っていて、大切な人として認められながら生活する権利を有することを前提に、共生社会を実現するための取組における基本的な考え方を示します。

- ① 障害がある人は、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 障害がある人は、可能な限りどこで誰と生活するか選択する機会が確保され、地域において他の人と共生することが妨げられないこと。
- ③ 障害がある人は、可能な限り意思疎通の手段についての選択の機会などが確保されること。
- ④ 障害や社会的障壁の問題が、すべての県民の問題として認識され、その理解を深めることが重要であること。

## 附則

### 条例の見直し

おおむね3年ごとに施行状況等を確認し、必要に応じて条例の内容に検討を加えるとしています。



# 障害者の福祉の推進



第9条

## 啓発及び交流

県は、社会的障壁を除去し、相互理解を深めるために、障害等に関する普及啓発や、障害がある人とない人の交流機会の提供等を進めます。

第10条

## 福祉

県は、障害がある人が、地域において自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、福祉サービスの提供体制の確保等を進めます。

第11条

## 医療

県は、障害がある人の性別や年齢、生活の実態等に応じた治療やリハビリ等の提供を進めます。また、市町村や医療機関と連携し、心身の機能の障害の原因となる疾病の早期発見等を進めます。

第12条

## 教育

県は、障害がある子どもとない子どもの相互理解を促進するため、交流や共同学習を進めます。また、障害がある人に対する理解と思いやりのある子どもを育成するための福祉教育を推進します。

第13条

## 就業機会の確保等

県は、障害がある人がその能力に応じて適切な職業に就けるよう、一人ひとりにあった職業相談や職業訓練等を進めます。また、障害がある人の雇用や就労を促進するため、事業主への理解を深める取組等を進めます。

第14条

## 公共交通機関の利用

県は、障害がある人が公共交通機関を安全に、安心して利用することができるよう、必要な取組を進めます。

第15条

## 文化芸術活動等

県は、障害がある人が、円滑に文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションができるよう、必要な取組を進めます。

第16条

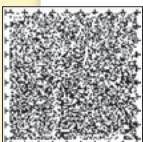
## 円滑な意思疎通

県は、障害がある人が、必要な情報を取得したり、自身の意思を自身の望む方法により表示できるよう、必要な取組を進めます。また、障害がある人とない人との意思疎通を仲介する者の養成等を進めます。

第17条

## 防災

県は、障害がある人が地域において安全に、安心して生活できるよう、その性別や年齢、生活の実態等に適した防災の取組を進めます。







# 福祉のまちづくり (建物のバリアフリー)



## 第18条

### 福祉のまちづくりのあり方

障害がある人が、自らの意思で自由に、また、容易に社会経済活動に参加することができるよう、県や事業者、県民が一体となって大勢の人が利用する建物のバリアフリー(福祉のまちづくり)を進めます。

また、大勢の人が利用する建物を新築等する人が、その建物を安全に、快適に利用することができるよう配慮することで、障害がある人だけでなく、お年寄りや子どもなどすべての県民にやさしいまちづくりを進めます。

## 第19条

### 対象となる施設(特定施設)

バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の対象とならない小規模の建物のうち、障害がある人の日常生活や社会生活と密接な関係のある建物を特定施設と位置付け、福祉のまちづくりをより効果的に進めます。

- 映画館などの娯楽施設
- 飲食店
- 公会堂、集会場
- 銀行などの事務所
- 物品販売を営む店舗
- 理容所、美容所

## 第20条

### 特定施設の整備基準

特定施設の規模や用途、公共性の度合いなどに応じて、バリアフリーの整備を段階的に進めます。これにより利用者の用途に応じた必要なバリアフリーが図られ、事業者の負担軽減にもつながります。

#### 整備基準の例

##### 障害者仕様トイレの基準

- ・車いすが内部で回転できる
- ・段差を設けない 等

##### 出入口の基準

- ・有効幅員は80cm以上
- ・こう配は、12分の1以下 等

##### 敷地内の通路の基準

- ・有効幅員は90cm以上
- ・路面に段差を設けない 等

##### 階段の基準

- ・回り階段としない
- ・手すりを設ける 等

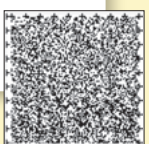
## 福祉のまちづくりのポイント

### ●事務手続

福祉のまちづくりが着実に進むよう、特定施設を新築等する際には事務手続が必要です。詳細は、市町村窓口を確認してください。

### ●適合証の交付

福祉のまちづくりの整備基準に適合する建物には、適合証を交付します。



# 障害を理由とする 差別の解消



## 第30条

### 不当な差別的取扱いの禁止

県及び事業者が、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするなどの行為を8の分野に類型化して、具体的に禁止します。

※ただし、次の行為について、例えば、障害がある人の生命や身体 の保護のためやむを得ないと認められるなど、正当な理由が存在する場合は、この条例における不当な差別的取扱いには該当しません。

## 第30条 第1～2号

### 福祉分野

- 福祉サービスの提供を拒むなど不利益な取扱いをすること。
- 障害がある人の意向に反した福祉サービスを強制すること。

## 第30条 第3号

### 医療分野

- 医療の提供を拒むなど不利益な取扱いをすること。
- 障害がある人の意向に反して、長期入院等を強制すること。

## 第30条 第4号

### 教育分野

- 障害がある人が十分な教育を受けられる支援などをしないこと。
- 障害がある子どもや保護者の意見を聞かずに、学校を決定すること。

## 第30条 第5号

### 商品販売・サービス提供分野

- 商品の販売を拒むなど不利益な取扱いをすること。

## 第30条 第6～7号

### 雇用分野

- 採用を制限する、解雇するなど不利益な取扱いをすること。
- 賃金等労働条件や教育訓練、福利厚生について不利益な取扱いをすること。

## 第30条 第8号

### 建物、公共交通分野

- 建物や公共交通機関の利用を拒むなど不利益な取扱いをすること。

## 第30条 第9号

### 不動産分野

- アパートの賃貸を拒むなど不利益な取扱いをすること。

## 第30条 第10号

### 情報、コミュニケーション分野

- 情報の提供を拒むなど不利益な取扱いをすること。
- 障害がある人からの意思表示を拒むなど不利益な取扱いをすること。





第31条

社会的障壁の除去のための合理的な配慮

県は、障害がある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があり、それを実施する負担が過重でなければ、合理的な配慮を提供する必要があります。また、事業者は、合理的な配慮の提供に努める必要があります。

意思表示

- 言語(手話を含む。)のほかに点字や筆談、身振りなど障害がある人の意思表示が可能な手段によることができます。
○障害がある人本人以外にも、家族や介助者、コミュニケーション支援者など本人を補佐する人が本人に代わり表明できます。

過重な負担

- 過重な負担かどうかは、具体的な場面や状況に応じて、次の事項を総合的・客観的に判断することが必要です。
○事務・事業への影響の程度
○事務・事業規模
○実現可能性の程度
○財政・財務の状況
○費用・負担の程度

社会的障壁の除去のための合理的な配慮の例

【視覚障害がある人】

- 会議資料などは、必要に応じて、点字や拡大文字の資料を用意する。
○音声読み上げソフトで内容が確認できるよう、画像ファイルではなくテキストファイルを提供する。

【聴覚障害がある人】

- 問い合わせ先は、電話番号だけでなく、ファックス番号やメールアドレスを記載する。
○会議やイベントなどでは、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者を配置する。

【車いすを利用する人】

- 段差を解消するためのスロープを設置する。
○公共交通機関の乗降や、高いところにある商品の受け渡しなどを手助けする。

【知的障害がある人】

- 会議資料などは、漢字にふりがなを付けたり、簡単な言葉で具体的に表現する。
○説明は、ゆっくりとわかりやすく丁寧に説明する。

【精神障害がある人】

- 気持ちが疲れたときなどに、あらかじめ休める場所や時間を用意しておく。
○カウンセリングや通院のための休暇を取りやすい職場環境とする。

【発達障害がある人】

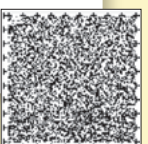
- 抽象的な表現は用いず、短く区切って具体的に説明する。
○言葉だけではなく、絵や写真を使って指示する。

【難病等がある人】

- 体温調節が困難な人には、その人に適した室温等に調整する。
○通院のための休暇を取りやすい職場環境とする。

【内部障害がある人】

- 近くや同室などでは、たばこは控える。
○オストメイトに対応したトイレを設置する。





# 障害を理由とする差別を 解消するための取組



## 第33条

### 障害者差別地域相談員

障害がある人が障害を理由とする差別を受けた場合に、障害がある人が住む身近で、気兼ねなく第三者に相談できるよう、各地域に障害者差別地域相談員を設置します。

障害者差別地域相談員は、相談事案について、相談者に助言し、また差別の状況の確認、相手方との調整などを進め、差別の解消に努めます。

## 第34条

### 障害者差別解消推進員

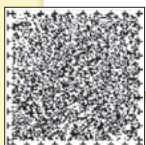
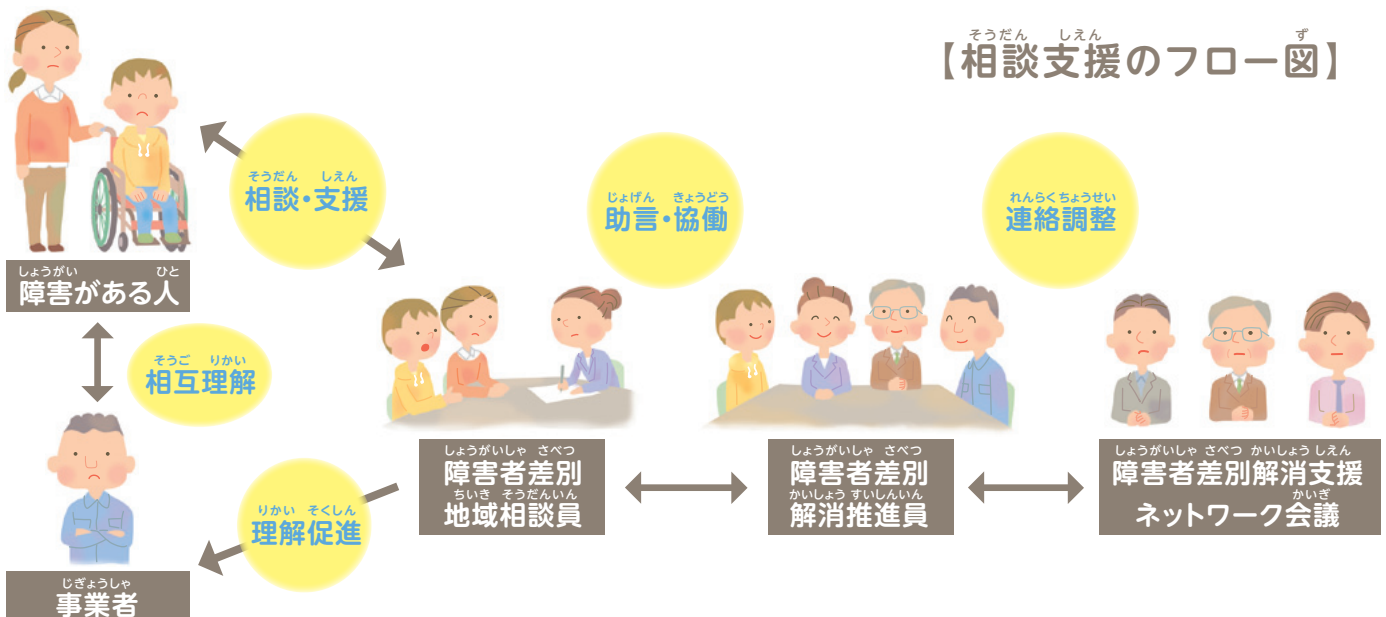
障害を理由とする差別は、必ず相手方がいる問題であり、差別の内容が複雑で難しい事案も多いことから、県に障害者差別解消推進員を設置し、障害者差別地域相談員を支援し、また、必要に応じて障害者差別相談員と協働で相手方と調整します。また、相談支援で解消が困難な事案については、公的な紛争解決機関につなげるなど、地域と一体となって差別の解消に努めます。

## 第37条

### 障害者差別解消支援ネットワーク会議

公的な紛争解決機関等を構成員とする障害者差別解消支援ネットワーク会議を設置し、障害を理由とする差別の円滑な解消や差別の発生を予防するため、差別事例の情報共有や、差別を解消する取組の提案、差別解消に向けた連携などを進めます。

## 【相談支援のフロー図】





## 目次

第一章	総則(第一条—第八条)
第二章	障害者の福祉の推進(第九条—第十七条)
第三章	福祉のまちづくり
第一節	福祉のまちづくりのあり方(第十八条)
第二節	特定施設の整備(第十九条—第二十九条)
第四章	障害を理由とする差別の解消
第一節	不当な差別的取扱いの禁止等(第三十条・第三十一条)
第二節	障害を理由とする差別を解消するための取組等(第三十二条—第三十七条)
第五章	雑則(第三十八条)
	附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、共生社会を構築するための施策に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策、福祉のまちづくりの推進に関する事項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項等を定めることにより、障害者幸住社会(障害者が生きがいをもち、幸せに暮らすことができる社会をいう。)の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「共生社会」とは、障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる社会をいう。

### (基本理念)

第三条 共生社会を構築するための施策の推進は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。))その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。
- 四 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、共生社会を構築するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (県民の役割)

第五条 県民は、基本理念のっとり、共生社会を構築するための施策に関する関心と理解を深めるとともに、県が実施する共生社会を構築するための施策に協力するよう努めるものとする。

### (市町村との連携)

第六条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

### (関係団体との連携)

第七条 県は、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者団体(障害者又はその家族その他の関係者で構成され、障害者に対する支援を主な活動とする団体をいう。第三十七条第一項において同じ。))その他の関係団体の意見を聴くよう努めなければならない。

### (財政上の措置)

第八条 県は、共生社会を構築するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 障害者の福祉の推進

### (啓発及び交流)

第九条 県は、社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、障害及び障害者に関する知識の普及啓発を推進するとともに、障害者と障害者でない者の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

### (福祉)

第十条 県は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。第三十条第二号において同じ。)、相談支援(同法第五条第十六項に規定する相談支援をいう。第三十条第二号において同じ。))及び地域生活支援事業(同法第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業をいう。)の提供体制の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

### (医療)

第十一条 県は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び医療機関と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療に資する施策その他必要な施策を講ずるものとする。

### (教育)

第十二条 県は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童、生徒等が障害者でない児童、生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者である児童、生徒等と障害者でない児童、生徒等との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童、生徒等を育成するため、福祉教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

### (就業機会の確保等)

第十三条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の雇用及び就労に関する事業主の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他必要な施策を講ずるものとする。

### (公共交通機関の利用)

第十四条 県は、障害者が公共交通機関を安全にかつ安心して利用することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

### (文化芸術活動等)

第十五条 県は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講ずるものとする。

### (円滑な意思疎通)

第十六条 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(防災)

第十七条 県は、障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関し必要な施策を講ずるものとする。

## 第三章 福祉のまちづくり

### 【第一節 福祉のまちづくりのあり方】

第十八条 県は、市町村、事業者及び県民と連携を図り、障害者が自らの意思で自由にかつ容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。  
2 不特定かつ多数の者の利用に供する施設を設置し、又は管理する者は、障害者がその施設を安全にかつ快適に利用することができるよう配慮するものとする。

### 【第二節 特定施設の整備】

(特定施設)

第十九条 この節において「特定施設」とは、娯楽施設、店舗その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(特定施設整備基準)

第二十条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めなければならない。

2 特定施設整備基準は、特定施設の種類及び規模ごとに次に掲げる事項について規則で定めるものとする。

- 一 車椅子で通行することができる傾斜路の設置
- 二 車椅子で通行することができる出入口等の幅員の確保
- 三 階段の手すりの設置
- 四 障害者が利用することができる便所、駐車場及びエレベーターの設置
- 五 視覚障害者誘導用ブロック(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び同令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)の設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、障害者の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準への適合)

第二十一条 特定施設の新築、増築、改築若しくは移転又は大規模の修繕(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)若しくは大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「特定施設の新築等」という。)をしようとする者は、特定施設を特定施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(特定施設の新築等の届出)

第二十二条 特定施設の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定施設の場所
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の規模
- 五 特定施設の新築等の別
- 六 特定施設の構造及び設備の内容(特定施設整備基準に係るものに限る。)
- 七 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指導等)

第二十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(工事の完了検査)

第二十四条 第二十二条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の新築等の工事を完了した場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受領した場合においては、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係る特定施設が特定施設整備基準に適合していることを認めるときは、第一項の規定による届出をした者に対し、適合証を交付しなければならない。

(立入調査)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第二十六条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十二条の規定による届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したときは、当該者に対し、同条の規定による届出をすることを勧告することができる。

2 知事は、第二十二条の規定による届出をした者がその届出と異なる工事を行ったときは、当該者に対し、その届出に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十七条 知事は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(維持等)

第二十八条 特定施設の新築等を行い、当該特定施設を特定施設整備基準に適合させた者は、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、特定施設整備基準に係る特定施設の効用を妨げるような行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第二十九条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(次項において「国等」という。)(が行う特定施設の新築等については、第二十二条から第二十七条までの規定は、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定施設の特定施設整備基準への適合の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

## 第四章 障害を理由とする差別の解消

### 【第一節 不当な差別的取扱いの禁止等】

(不当な差別的取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止)

第三十条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第七条第一項又は第八条第一項の不当な差別的取扱いに該当する次に掲げる取扱いをはじめ、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 一 障害者に社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対し、その生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者が住み慣れた地域で生活するために必要な当該福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 二 障害者に障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対し、相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。
- 三 障害者に医療を提供する場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。



- イ 当該障害者の生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- 四 障害者に教育を行う場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。
  - イ 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
  - ロ 当該障害者の生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、当該障害者及びその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。次条第一項において同じ。)の意見を十分に尊重せずに、当該障害者が義務教育を受けるために就学すべき学校を決定すること。
- 五 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対し、その障害の特性により他の者に対して提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 六 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対し、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 七 障害者を雇用する場合において、当該障害者に対し、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- 八 不特定かつ多数の者の利用に供する施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対し、当該施設又は当該公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該施設若しくは当該公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 九 不動産の売却、賃貸、賃借権の譲渡又は賃借物の転貸(以下この号において「不動産の売却等」という。)を行う場合において、障害者又は障害者と生計を一にする者に対し、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 十 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。
  - イ 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対し、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - ロ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対し、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

#### (社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

- 第三十一条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。次項において同じ。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

## 【第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等】

### (特定相談)

- 第三十二条 障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、次に掲げる相談(次項、第三十四条第一項第二号及び第三十五条第三項において「特定相談」という。)を行うことができる。
- 一 県又は事業者が関与する第三十条各号に掲げる取扱いその他の障害を理由とする障害者でない者との不当な差別的取扱いに関すること。
  - 二 県又は事業者が行う社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関すること。
- 2 知事は、特定相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 特定相談の内容に応じ、当該特定相談に係る関係者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。
  - 二 特定相談に係る関係者相互の調整を図ること。

### (障害者差別地域相談員)

- 第三十三条 知事は、次に掲げる者に、前条第二項各号に掲げる措置に係る業務(第三十五条第一項及び第三項並びに第三十七条第一項において「特定相談業務」という。)の全部又は一部を委託することができる。
- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員
  - 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員
  - 三 前二号に掲げる者のほか、障害者の福祉の増進に関し熟意と識見を有する者であつて知事が適当と認めるもの
- 2 前項の規定により委託を受けた者は、障害者差別地域相談員と称する。
- 3 障害者差別地域相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 障害者差別地域相談員又は障害者差別地域相談員であった者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (障害者差別解消推進員)

- 第三十四条 知事は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 障害者差別地域相談員に対する指導及び助言
  - 二 特定相談に係る法務局及び地方法務局、都道府県労働局その他の関係機関との連絡調整
- 2 前項各号に掲げる業務に従事する職員は、障害者差別解消推進員と称する。

### (指導及び助言並びに情報の提供)

- 第三十五条 障害者差別地域相談員は、特定相談業務について、必要に応じて、障害者差別解消推進員に対し、指導及び助言を求めることができる。
- 2 障害者差別解消推進員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、障害者差別地域相談員と協力して第三十二条第二項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 3 障害者差別解消推進員は、障害者差別地域相談員が可能な限り特定相談業務を遂行したにもかかわらず、当該特定相談業務に関する事案を解決することが困難であると認められた場合は、当該特定相談業務に係る特定相談を行った者の意向を確認の上、前条第一項第二号の関係機関に連絡し、及び当該特定相談に関する情報を提供するものとする。

### (連携及び協力)

- 第三十六条 専門的知識を有し障害者に関する相談を受ける者は、県及び障害者差別地域相談員と連携し、障害を理由とする差別を解消するための取組に協力するよう努めるものとする。

### (山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議)

- 第三十七条 県は、特定相談業務を円滑に進めるための指導及び助言その他の障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行い、共生社会を構築するための施策を推進するため、第三十四条第一項第二号の関係機関、障害者団体その他の関係者で構成する山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を組織する。
- 2 県は、前項の山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第五章 雑則

- 第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の山梨県障害者幸住条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第二十六条第一項の規定による届出がされている旧条例第二十五条に規定する特定施設の建築等(この条例による改正後の山梨県障害者幸住条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第十九条に規定する特定施設に該当する施設に係るものに限る。)については、新条例第三章第二節の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第三項の規定により交付されている適合証(新条例第十九条に規定する特定施設に該当する施設に係るものに限る。)は、新条例第二十四条第三項の規定により交付された適合証とみなす。

#### (検討)

- 4 知事は、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# Q&A



**Q.** この条例が目指す共生社会の実現に関して、個人でもできることはありますか？

**A.** まずは、心身の機能の障害のことで、障害がある人のこと、社会的障壁などについて、十分な理解を持つことが必要です。その上で障害がある人に対して、どのような配慮や心づかいをしたらよいか、考え、実行してください。ちょっとした配慮があれば、障害がある人も地域で安心して生活を送り、障害がない人と同じように働いたり、スポーツ・芸術活動などを楽しむことができます。障害がある人もない人もお互いを思いやり、支え合うことが共生社会の実現につながります。



**Q.** この条例に規定する福祉のまちづくりに関して、対象となる建物やバリアフリーの基準(整備基準)、必要な事務手続などの内容を知りたいのですが、どこに問い合わせればよいですか？

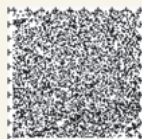
**A.** 福祉のまちづくりの制度全般(対象となる建物や整備基準など)は、県庁の障害福祉課にお尋ねください。また、福祉のまちづくりに関する事務手続については、建物を新築等しようとする所在地の市町村窓口にご確認ください。



**Q.** 障害を理由とする差別には、個人的な偏見等も含まれますか？

**A.** この条例で規定する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」については、県と事業者を対象としており、個人は対象としていません。これは、障害者差別解消法も同じで、個人の思想や言論等は、差別としていません。

このため、この条例では、障害や障害がある人などについて、県民の理解を深めることで、県民の誤解や偏見を解消していくこととしています。



とあさき  
問い合わせ先

やまなしけん ふくし ほけん ぶ しょうがい ふくし か  
山梨県福祉保健部障害福祉課

TEL/055-223-1460(直通)

FAX/055-223-1464

MAIL/shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp